

白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月14日

小国町長 江科 洋一

小国町規則第 15 号

白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例(令和8年小国町条例第17号)の施行期日は、令和8年10月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。